

1 環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>家庭系ごみ収集委託料について</p> <p>地理的要因の違いや収集・運搬業者の車両保有台数、担当収集戸数、収集時間、収集量等の違いを効率性の観点から具体的に検討し、その結果を市民に継続して公表する必要がある。</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>可燃ごみ収集の地区割りにについては、本市では、歴史的な経緯から、現行の収集地域割りとなっており、業者によって担当収集戸数などに差異がある又は地域的に離れた収集地域を担当するなどがあるものの、現行の収集地域割りが非効率であるとは考えていない。</p> <p>しかしながら、より市民に解り易い収集地域割とするため、平成16年4月1日より収集地域割を校区単位若しくは公称町単位となるよう変更することとした。</p> <p>また、市民に対しての情報の提供については、ホームページで委託業務に関する情報を公表することとした。</p>
<p>委託料の適正化を図るとともに、より透明性のある積算価格の算定体制を確立するため、環境局で組織する委託原価研究会に外部の専門家の意見を反映させること等に努めていく必要がある。</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>委託料の積算については、平成15年5月27日に、学識経験者及び環境局職員等で組織する「福岡市環境局委託業務研究会」を設置し、家庭ごみ収集運搬委託料の積算に係る見直し案について検討を行った。</p> <p>上記研究会の検討結果報告を受け、平成16年度の予算要求に反映させた。</p>
<p>(3) 福岡市のし尿転廃業対策の問題点</p> <p>環境局においても、斡旋の終期を検討することなく、業務の委託が継続している。すでに競争力を有する企業や、斡旋当初の職員の雇用維持目的以上の委託料金額となっている企業はないか、個々の企業について再検討し、政策目的を達成している場合には、競争入札への移行を検討する必要がある。</p>	<p>【措置済（H29.1.27通知）】</p> <p>転廃業対策における斡旋業務については、個々の企業と協議を重ねた結果、平成30年度末までに業務斡旋を終了することを方針決定し、相手方の承諾を得た。</p>
<p>(財)福岡市くらしの環境財団及び(株)都市環境について</p> <p>福岡市100%出資の外郭団体2社に留保され</p>	<p>【措置済（H19.6.27通知）】</p> <p>(財)福岡市くらしの環境財団と(株)都市環境は、平成19年4月1日に統合し、財団法人</p>

<p>た多額の剰余金は、し尿業務が毎年減少していくという不安定な業務であることから将来的に職員の退職金を確保する必要があるため、内部留保を行ってきたとのことであるが、十分な退職金財源はすでに手当てされている。従って、この多額の剰余金についてどう処理するののかが問題である。</p> <p>今後の両者の経営のあり方について検討し将来の経営計画の中で多額の剰余金の処理方法と職員の雇用維持のための特命随意契約による業務委託の継続について明確な指針を示すべきである。</p>	<p>福岡市くらしの環境財団は、「財団法人ふくおか環境財団」に名称を変更して存続させ、株式会社都市環境は平成 19 年 3 月末で解散している。</p> <p>また、両団体が保有する資産のうち、統合後の新財団法人の運営等に必要な資産については、新財団法人が引き継ぐこととする。</p> <p>なお、上記資産のうち、株式会社都市環境から移転しなければならない資産については新財団法人へ寄付するものとし、それ以外の資産については、本市に寄付及び分配する。</p>
<p>西部リサイクルプラザの管理及び運営等業務委託について</p> <p>西部リサイクルプラザの委託料のうち、人件費 36,850 千円を管理運営に係る金額と企画運営に係る金額に分ける。管理運営に必要な人員を臨海リサイクルプラザと同様に総括責任者 1 名、職員 2 名と仮定すると、西部リサイクルプラザの企画運営業務は職員 4 名体制で行っていることになる。その年間人件費は 5,055,599 円／年×4 名=20,222 千円となる。これに事業費の 18,106 千円を加算すると西部リサイクルプラザの企画運営費の総額は 38,328 千円になる。これと臨海リサイクルプラザの企画運営費の総額 19,191 千円と比較すると、19,137 千円西部リサイクルプラザは高いことにもなり、もし、西部リサイクルプラザについても NPO 法人に委託すれば、委託料を削減できることになる。ただし、この試算は単純なコスト面だけからの試算であり、NPO 法人の管理能力の十分性やボランティアスタッフの日当の妥当性等その他検討すべき課題はある。</p>	<p><b>【措置済 (H19.6.27 通知)】</b></p> <p>西部リサイクルプラザについては、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行うことで、サービスの向上や経費削減を図っている。</p> <p>なお、平成 18 年度から平成 21 年度の 3 年間は公募によらず外郭団体を指定管理者として指定しているが、平成 22 年度以降は指定管理者を外郭団体だけでなく民間企業や NPO 法人などを含め公募により選定する予定である。</p>
<p>東部事業所の需用費について</p> <p>需用費に栄養剤アリナミン A (14,931 円)</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9 通知)】</b></p> <p>栄養剤の購入については、夏季における大</p>

<p>の支出がある。これは健康安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として支出しているが、本来、市の負担すべき支出であるかどうか検討を要する。</p>	<p>規模施設等のごみの収集等、劣悪な作業環境での重労働により、健康安全面で何らかの措置をするよう要求があがったため、当時の食糧事情もあり労働安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として、これまで支出してきた。</p> <p>しかしながら、現在の時代状況等を考えると、果たして栄養剤が労働安全衛生面から必ずしも必要とされる物かどうかは疑問であるため、栄養剤購入の廃止について、組合側に対し、申し入れを行った。</p>
<p>東部事業所及び西南部事業所の収集量 10kg 当り年間事業所人件費について</p> <p>西南部事業所は 10Kg 当り 562 円、東部事業所は 631 円である。収集運搬許可業者が収集する事業系ごみの定期収集の収集運搬料金上限額は 137 円/10Kg であり、これと比較するとかなり高い状況となっている（10Kg は 50L（リットル）相当）。事業系ごみ許可業者のエリア収集と直営の拠点収集では、作業能率・収集量ともに必然的に差があるものであり、単純比較はできないであろうが、4 倍のコスト差があり、効率性の再検討が必要である。</p>	<p><b>【措置済（H18.3.15 通知）】</b></p> <p>市の施設から出るごみの収集運搬については、廃掃法の規定の「事業者が排出するごみは自己処理が原則」等により、直営で市域を 3 分割して行っており、市の施設に対する、ごみ減量・リサイクルに係る指導、啓発の必要性や災害・緊急時等（委託業者の倒産等の事故）に対応していくためにも、直営部門は必要と考えている。</p> <p>民間との比較については、学校等の環境学習支援業務など、民間にはない業務を行っており、エリア収集と拠点収集の違いもあり、単純に比較はできない。また、事業所間のコストの差については、新たに公民館収集や地域リサイクルステーション等の資源物収集など、収集箇所を増やすことによりコストの差を縮め、また、効率的な収集運搬を行うため、それぞれの事業所の収集区域を見直し、それぞれの収集箇所、収集量の均衡化を図り平成 17 年度から実施することとした。</p>
<p>西南部事業所の清掃手当について</p> <p>抽出した 14 名のうち 2 名について、特殊勤務実績簿と清掃手当の支給日数が整合しなかった。特殊勤務実績 22 日に対し支給日数は 21 日となっていた。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9 通知）】</b></p> <p>未支給の清掃手当については、特殊勤務実績簿と支給日数とを照合し、福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき、不足分の追加支給を行った。</p>

<p>西南部事業所の旅費日当について</p> <p>西南部事業所在籍職員2名について、旅行命令簿と市内旅行日当の支給日数が整合しなかった。特殊勤務実績22日に対し支給日数は21日となっていた。</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>未支給の市内日当については、旅行命令簿と支給日数を照合し、福岡市職員等旅費支給条例等に基づき適正な日当の算定を行い、不足分の追加支給を行った。</p>
<p>西南部事業所の需用費について</p> <p>需用費に栄養剤アリナミンA（37,810円）の支出がある。これは健康安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として支出しているが、本来、市の負担すべき支出であるかどうか検討を要する。</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>栄養剤の購入については、夏季における大規模施設等のごみの収集等、劣悪な作業環境での重労働により、健康安全面で何らかの措置をするよう要求があがったため、当時の食糧事情もあり労働安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として、これまで支出してきた。</p> <p>しかしながら、現在の時代状況等を考えると、果たして栄養剤が労働安全衛生面から必ずしも必要とされる物かどうかは疑問であるため、栄養剤購入の廃止について、組合側に対し、申し入れを行った。</p>
<p>し尿収集手数料の徴収事務委託について</p> <p>直接人件費の積算については、積算上は係員7名で業務を担当することとなっているが、実際には（財）福岡市くらしの環境財団では、5名で業務を担当している。実際を調査した上でそれに応じた積算をすべきである。</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>し尿収集手数料の徴収事務委託については、委託先である（財）福岡市くらしの環境財団のし尿処理手数料徴収事務にかかる職員数を把握し、実態にあった人件費の積算を行うこととした。</p>
<p>一般家庭ごみ収集・運搬、屑かご・吸い殻入れ清掃について</p> <p>受託業者からの見積価格は全受託業者とも見積価格の99.9%となっている。これは両業務の契約に関して、手続上形式的に見積書を取っているものであり、実態としては福岡市が設計した金額を基に、各業者に契約金額を提示し、その金額に合意した上で契約を結んでいるためである。このように見積書の様式を使用していることが実態に合わないなど事務手続上の整理を要するため、今後、関係課と協議し、見直しを図る必要がある。</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>一般廃棄物の収集、運搬に係る委託の基準のひとつとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5項（受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること）が定められており、これに従い原価計算方式により委託料を積算している。</p> <p>そのため、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき受託業者と契約を締結する際の受託料の確認行為については、従前の「見積書」に拠らず実態に合った様式とするため、平成15年度より「確認書」により行うことと</p>

	した。
<p>河川清掃ごみ運搬について</p> <p>受託者は福岡市事業用環境協会となっているが、実際の業務では同協会の理事長が社長をしている事業系ごみ収集の許可業者である福岡ダストサービス（株）の車両を使用している。また福岡ダストサービス（株）の従業員4名が同協会の従業員として登録されている。さらには、同協会の収支決算書を見ても、当該業務に係る収支がされていない。これらのことから、実質的には福岡ダストサービス（株）が当該業務を行っていると考えられる。特命随意契約の理由として当該業務を遂行するための器材を保有していることが必要とされていること、また、特命随意契約を受託した業者が他の業者に再委託することは出来ないことから鑑みると、同協会との契約は妥当とは言えない。</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>河川清掃ごみ運搬業務については、平成15年度より、当協会に業者推薦を依頼し、その推薦された業者が妥当であるか検討したうえで、業者と直接契約することとした。</p>
<p>し尿収集委託料の積算方法について</p> <p>し尿収集委託料の積算において、2名乗車の割合を全体の25%で算定しているが、今後、収集作業の実態について調査し、2名乗車の割合について見直すべきである。さらには、(株)都市環境の収集業務のほぼ100%が2名体制で行われているのであるから、そもそも3名体制の作業基準そのものを見直すべきである。</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>し尿収集委託の作業基準については、委託先である(株)都市環境及び(財)福岡市くらしの環境財団に対して、平成15年6月に収集作業の実態調査を実施し、道路状況・便槽までの距離及び作業中の危険性等を考慮し、平成16年度より2名乗車による作業は50%にすることとした。</p> <p>また、今後も2名乗車、3名乗車の割合については必要に応じて見直しを行う。</p>
<p>諸経費の積算について、(財)くらしの環境財団の場合には人件費・物件費積算額の10%分で計算されているのに対して、(株)都市環境の場合には人件費・物件費積算額の5%分で計算されている。この理由については、(株)都市環境の利益率がよかったため、当初は10%であったのを5%に引き下げたとのことである。福岡市は利益率がよくなっている原</p>	<p>【措置済（H16.4.9通知）】</p> <p>委託料における諸経費の積算については、平成15年度から、(財)福岡市くらしの環境財団の諸経費の積算についても、株式会社都市環境と同様に10%から5%に変更することとした。</p>

<p>困を調査し、(株)都市環境の収集体制の工夫でそうになっているのならば、(財)福岡市くらしの環境財団にも同様の処理を行うよう指導することにより、積算価格の引き下げ、諸経費率の見直しを検討すべきである。</p>	
<p>し尿収集委託料の積算について、作業実態の十分な調査を行い、積算価格の適正化を図るとともに、より透明性のある積算価格の算定体制を確立するため、委託原価研究会に外部の専門家の意見を反映させること等に努めていく必要がある。</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9 通知)】</b></p> <p>し尿収集委託料の積算については、委託先である(株)都市環境及び(財)福岡市くらしの環境財団に対して、平成15年6月に収集作業の実態調査を実施し、道路状況・便槽までの距離及び作業中の危険性等を考慮し、人件費について、平成16年度より2名乗車による作業の割合を25%から50%に変更し積算することとした。また、透明性のある積算価格の算定体制については、学識経験者及び環境局職員等で組織する「福岡市環境局委託業務研究会」を設置し、その報告を受け、局としての方針を決定し平成16年度の予算に反映させた。</p>
<p>福岡市事業用環境協会への補助金について</p> <p>福岡市事業用環境協会への補助金について、補助の対象となっている研修費の中に、生ごみ資源再生の循環型社会のシステム構築のためのプラント視察の際の飲食費が含まれていた。当該費用の補助金の対象とするのは妥当とは言えない。</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9 通知)】</b></p> <p>研修目的での他都市の視察における飲食費については、平成14年度より補助対象から除外した。</p>
<p>(株)都市環境との機密書類(シュレッダー処理分)運搬契約について</p> <p>(株)都市環境と機密書類(シュレッダー処理分)運搬契約を締結しているが、市役所北別館地下1Fシュレッダー室より搬出する契約については、見積単価の設定方法が口頭によるヒアリングによっていたが、見積書を入手しておく必要があった。</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9 通知)】</b></p> <p>見積単価については、14年度より見積書を徴収することとした。</p>
<p>(財)福岡県環境保全公社が計画する処分事業場(久山処分場・新宮処分場)のための</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9 通知)】</b></p> <p>(財)福岡県環境保全公社については、国に</p>

<p>補助金及び貸付金の支出について</p> <p>福岡市は新宮処分場事業について、出捐している福岡県及び福岡都市圏 21 市町村と協議し、中止を含めて検討し早急に結論を出すべきである。事業中止となれば、新宮処分場に係る建設仮勘定 939 百万円の資産性はなく、(財)福岡県環境保全公社の正味財産は 621 百万円の債務超過となり、結果として福岡市の同公社への貸付金 383 百万円の回収可能性に問題が生じる。</p>	<p>よる広域的廃棄物処理センター構想調査結果がまとまり、北九州地区において広域的な最終処分場確保の可能性が示されたことに伴って、平成15年12月16日に県から「今後の公共関与による最終処分場の確保については広域的廃棄物処理センター構想により推進し、新宮処分場は事業推進が困難なため中止する。」方針が示された。この県方針に福岡都市圏 21 市町村で構成する福岡地区推進協議会においても同意が得られたため、同年12月25日開催の公社理事会において、新宮処分場事業を中止し最終処分場事業から撤退、今後は県事業であるリサイクル総合研究センター事業に特化することが決定された。これにより債務超過状況に陥った公社から、今後収益事業が見込めないため、県及び本市に対して任意整理のための債権放棄の要請がなされ、本市としては、問題を先送りせず、速やかな抜本的整理が必要であると判断し、平成16年2月議会において当財団への貸付金に係る返還請求権を放棄する議案を上程し可決された。</p> <p>なお、公社任意整理後は県の調査研究事業に特化されるため、本市として公社事業には主体的に関わらないこととしている。</p>
<p>V-4-4 4-(1)</p> <p>ア 西部埋立場の埋立業務委託について</p> <p>特命理由を検討すると、まず(1)の理由について、人材、器材、長年の経験と実績を有していることが挙げられているが、この理由だけからは、同様な条件を具備する他業者がいるのであれば、競争入札によることが可能であるから、特命の理由にならない。また、類似業者よりの確かつ効率的に業務を行うことができることを理由に挙げられているが、実証的根拠はない。</p>	<p><b>【措置済 (H20.7.3 通知)】</b></p> <p>本件委託については、環境施設関連業務の委託のあり方について検討を行うため、有識者等による委託業務研究会を設置し、検討を行ってきた。</p> <p>この研究会において、「廃棄物の最終処分地である埋立場は、地元及び周辺地域の環境に十分配慮した埋立処分を実施する必要があり、特に埋立場は、日常の継続的な管理の蓄積が重要であり、その安全性及び環境保全に対しては市民の関心は非常に大きく、地元及</p>

<p>つぎに、(2)では「福岡市の指導のもと設立された会社」であることを理由に挙げられているが、設立時の「福岡市の指導」については、内容は不明であった。内容不明なものを特命随意契約理由に掲げることは妥当とは言えない。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に定める、市町村が一般廃棄物の収集・運搬又は処分を市町村以外の者に委託する行為は、公法上の契約であり、地方自治法第234条の規定は適用されないと解されるが、特命随意契約理由の記載に留意される必要がある。</p>	<p>び市民が信頼するに足る技術で適正かつ安全に処理することが大前提である。</p> <p>また、福岡市の埋立場は福岡市と福岡大学との共同実験の結果から提案した埋立技術である「準好気性埋立構造（福岡方式）」を採用しており、現在の受託業者は埋立場開設以来、長年に亘り廃棄物の適正な埋立処分を実施し、高度な専門知識、技術及び資格を有した業務経験者が多数在籍し、埋立作業の技術ノウハウを蓄積していることから、現在の委託者との特命随意契約が妥当。」との提言がなされた。</p> <p>これを受け、本市としても特命随意契約によることとした。</p>
<p>施設課における西部汚水処理場運転業務委託について</p> <p>特命随意契約理由を検討すると、当該業者の専門知識、能力、過去の実績を高く評価しているから、当該業者に発注していると解される。しかし、一方で一般競争入札にすると会社経営の財政的基盤が不安定となり、技術者確保や雇用の安定性を図る観点から好ましくないとしている。専門知識、能力を有していても、価格競争力は有していないから保護するというのであれば、問題である。同じ専門知識、能力を有していて、価格競争力を有するところがあるのであれば、競争入札にすべきである。</p> <p>し尿転廃業対策として、同社に発注しているのであれば、その政策目的のための手段として特命随意契約にも合理性があろうが、上記理由では、転廃業対策なのか否か明確ではない。明確にする必要がある。</p> <p>なお、転廃業対策については、「Ⅲ 3. し尿事業の構造問題」を参照。</p>	<p><b>【措置済（H18.8.30通知）】</b></p> <p>本件については、環境施設関連業務の委託のあり方について検討を行うため、有識者等による委託業務研究会を設置し、検討を行ってきた。</p> <p>この研究会において、「業務内容及び業務の特殊性等から、現在の施設が存続する間においては本施設に精通している当該業者が最も適していると考えられる」との提言がなされた。これを受け、本市としても現施設の存続の間は特命随意契約によることとした。</p>
<p>中部中継所における玄界島し尿処理場業務</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p>



<p>等委託について</p> <p>特命随意契約理由は、「し尿転廃業対策として位置づけた歴史的経過を総合的勘案して決定」と記されている。しかしこれでは、転廃業対策なのか否か不明確であり、明確にする必要がある。転廃業対策については、「Ⅲ 3. し尿事業の構造問題」を参照。</p>	<p>玄界島し尿処理場業務等委託については、平成13年8月から農林水産局漁港課所管の集落排水事業が供用開始され、水洗化の整備に伴いし尿収集業務は減少していることから、平成15年度末でし尿処理場を廃止したため、特命随意契約により委託していた当該業務については、平成15年度末で委託を廃止することとした。</p>
<p>東部工場、南部工場、西部工場、臨海工場における焼却灰運搬業務委託について</p> <p>設備、器材、人員、財政基盤、相当の経験を有していることが挙げられているが、この理由だけから</p> <p>は、同様な条件を具備する他業者がいるのであれば、競争入札によることが可能であるから、特命の理由にはならない。したがって、特命理由は「福岡市の指導により設立された会社」であることによると考えられる。しかしこの設立時の福岡市の指導については、書類等は存在せず、内容は不明であった。内容不明なものを特命随意契約理由に掲げることは妥当とは言えない。</p>	<p>【措置済（H18.3.15通知）】</p> <p>当該委託業務のあり方については、業務の実態及び学識経験者等の外部専門家の意見も踏まえ各工場の当該業務を年次的に特命随意契約から競争入札へ移行することとした。</p>
<p>4-6. 東部工場</p> <p>4-(4)</p> <p>イ. 焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託</p> <p>福岡市は東部工場、南部工場、西部工場、臨海工場における焼却炉、ボイラー・タービン等運転業務委託の中に含めて、建物清掃業務及び構内清掃業務を一括委託している。…(中略)…建物清掃業務については、工場運転管理上、直接指揮監督下に置く必要も認められるが、構内清掃については、工場建物外であり、直接の指導監督下に置く必要性は低いと考えられる。構内清掃については、競争入札による発注を検討する必要がある。</p>	<p>【措置済（H21.8.3通知）】</p> <p>南部工場、西部工場及び西部資源化センターについては、ボイラー・タービン等運転業務委託から分離し、建物清掃及び構内清掃を指名競争入札で発注した。</p> <p>また、通常のビル清掃で実施できない炉室内等、ダイオキシンに被爆する恐れがある場所等については、従来どおり運転管理業務に含んでいる。</p> <p>また、臨海工場についても同様に、し尿転廃業対策の終期到来後に、指名競争入札を行うこととしている。</p> <p>なお、東部工場は平成16年度末で廃止している。</p>

<p>東部工場における予備部品等の管理状況について</p> <p>東部工場において平成13年度は、在庫部品全体に関し工場としてコントロールされた在庫調査が実施されていなかった。在庫調査対象品目も明確でなく、工場運転管理委託業者との在庫管理の責任範囲も明確ではなかった。また、在庫品倉庫を視察したところ、新規購入品と再整備品が一部混在して保管され、さらに長期に渡り使用されていない部品等も散見された。工場全体として、コントロールされた在庫調査を実施し、長期未使用品の状況も併せて調査することにより、無駄のない部品発注に留意する必要がある。</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9通知)】</b></p> <p>予備品等の管理については、平成15年度中に、「管理要領」を作成し委託業者と市との管理区分、管理方法などを明確にすることとした。</p> <p>また、在庫調査については、品目、数量の調査をすすめて、平成15年度内に終了し、平成16年度から、重要部品から順次帳簿の整理をすすめ、「管理要領」に基づく管理を開始することとした。</p>
<p>焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託業者との在庫管理責任の明確化、管理対象品目の明確化を検討される必要がある。</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9通知)】</b></p> <p>予備品等の管理について、一般保守用品等の運転管理にかかる消耗品の在庫管理は、委託に含まれることを平成11年2月25日に委託業者に通知しているところであるが、再度両者で確認した。管理対象品目については、「管理要領」の中で明確化し、購入時に管理者（市、受託会社など）を記入することとした。</p>
<p>南部工場における原材料費の支出手続及び支出内容について</p> <p>購入伺いや随意契約伺からは、購入しようとする部品類が、修繕等に使用するために購入するものなのか予備品として購入するものなのか不明である。購入理由を明らかにされる必要がある。</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9通知)】</b></p> <p>原材料費の支出内容については、平成15年度発注分より購入時に修繕用（支給品）・予備品用と明記することとした。</p>
<p>購入された部品のうち、修繕業者に支給された部品について、当該業者の受領書がなく、また、どの業者にいつ、何を、何個支給したのかを示す書類もなかった。整備される必要がある。</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9通知)】</b></p> <p>修理業者への支給品については、平成15年度定期修理時より受け渡し書を作成し保管することとした。</p>
<p>在庫品については焼却炉等運転委託業者に</p>	<p><b>【措置済 (H16.4.9通知)】</b></p>

<p>て管理されているが、運転管理委託契約上では南部工場が購入保管する修理部品等の在庫管理責任は明示されていない。また、焼却炉等運転委託業者の在庫管理対象品目も明確でない。さらに、平成13年度は在庫調査が、工場全体としてコントロールされた状況で実施されていない。任意抽出により在庫品現品を実査したところ、調整弁（1台当り70万円と概算される）1台が工場通路に置かれており、添付された保証書の保証期間は平成14年8月までの1年間であったため、監査時にはすでに保証期間切れとなっていた。在庫管理については、運転委託業者との管理責任や管理対象品目の明確化を図り、在庫調査についても、工場全体として制度化するよう検討する必要がある。</p>	<p>予備品等の管理については、平成15年度中に、「管理要領」を作成し委託業者と市との管理区分、管理方法などを明確にすることとした。</p> <p>また、在庫調査については、品目、数量の調査をすすめて、平成15年度内に終了し、平成16年度から、重要部品から順次帳簿の整理をすすめ、「管理要領」に基づく管理を開始することとした。</p>
<p>西部工場における原材料費の支出手続及び支出内容について</p> <p>購入何や随意契約何からは、購入しようとする部品類が修繕等に使用するために購入するものなのか予備品として購入するためのものなのか記載されておらず不明であった。購入理由を明らかにされる必要がある。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>原材料費の支出内容については、平成15年度から購入時に支給品、予備品の区分を明記するようにした。</p>
<p>工場全体としてコントロールされた在庫調査は、平成13年度は実施されていなかった。運転委託業者との在庫管理責任の明確化、管理対象品目の明確化を図り、在庫調査についても、工場全体として制度化するよう検討する必要がある。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>予備品等の管理については、平成15年度中に、「管理要領」を作成し委託業者と市との管理区分、管理方法などを明確にすることとした。</p> <p>また、在庫調査については、品目、数量の調査をすすめて、平成15年度内に終了し、平成16年度から、重要部品から順次帳簿の整理をすすめ、「管理要領」に基づく管理を開始することとした。</p>
<p>臨海工場における印刷消耗品費の支出手続及び支出内容について</p> <p>契約手続に問題ないものの、競争性の確保</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>セメントの購入については、財政局契約課契約であるが、平成15年度第1回目の単価</p>

<p>に留意すべき以下の取引があった。</p> <p>①セメントの購入（183 千円～1,553 千円）に関する見積り合わせに当っては、平成 13 年度、平成 14 年度それぞれ 2 回、計 4 回の契約を締結しているが、4 回とも相手先は異なるものの、契約単価は全て同額単価であった。</p>	<p>契約より、入札業者数を増やすこととし、業者数を 5 社より 6 社に増加させ、競争性を高めた。</p>
<p>②高反応消石灰の購入（6,508 千円～10,683 千円）に関する入札については、年 4 回の指名競争入札が行われ、プラント工事が▼し担保期間中の性能保証から業者は指定銘柄の販売代理店である 2 社が指名されていた。この結果 4 回とも一方の会社が同一単▼価で落札している。落札しなかった会社も 4 回とも同額の単価にて入札書を提出していた。</p>	<p>【措置済（H16.4.9 通知）】</p> <p>高反応消石灰の購入については、平成 14 年度でプラント工事がし担保期間は終了したので、平成 15 年度第 1 回目の単価契約より、単一銘柄指定より複数銘柄指定へと変更した。入札業者数も 2 社より 3 社に増やし、競争性の確保を図った。</p>
<p>③重金属固定剤の購入（361,663～35,502 千円）に関する入札については、年 2 回の指名競争入札が行われ、プラント工事がし担保期間中の性能保証から業者は指定銘柄の販売代理店である 2 社が指名されていた。この結果 2 回とも一方の会社が同一単価で契約している。契約を逃した会社も 2 回とも同額の単価にて入札書を提出していた。なお、当該 2 社は高反応消石灰の入札に参加した 2 社と同一であった。</p>	<p>【措置済（H16.4.9 通知）】</p> <p>重金属固定剤の購入については、平成 14 年度でプラント工事がし担保期間は終了したので、平成 15 年度第 1 回目の単価契約より、単一銘柄指定より複数銘柄指定へと変更した。入札業者数も 2 社より 3 社に増やし、競争性の確保を図った。</p>
<p>臨海工場における原材料費の支出手続及び支出内容について</p> <p>契約手続に問題ないものの、競争性の確保に留意すべき以下の取引があった。</p> <p>①材料費の発注について、ケーブル VVF1.6m/M×30 他合計 15 点（291 千円）の随意契約に当って、F 社と E 社の 2 社より見積書を手入しているが、E 社の見積短観は 15 点全てが F 社の 1.1 倍となっていた。</p>	<p>【措置済（H16.4.9 通知）】</p> <p>見積り合わせにあたっては、提出された見積金額及び見積内容を十分チェックするよう所属職員に周知徹底を図るとともに、業者の選定にあたっては、競争性の確保に留意するよう指導した。また、関係業者に対しては競争性を確保するよう口頭指導を行った。</p>
<p>東部埋立管理事務所における東部埋立場管理業務委託について</p>	<p>【措置済（H20.7.3 通知）】</p> <p>本件委託については、環境施設関連業務の</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に定める、市町村が一般廃棄物の収集・運搬又は処分を市町村以外の者に委託する行為は、公法上の契約であり、地方自治法第 234 条の規定は適用されないものと解されるが、特命随意契約理由の記載に留意される必要がある。</p>	<p>委託のあり方について検討を行うため、有識者等による委託業務研究会を設置し、検討を行ってきた。</p> <p>この研究会において、「廃棄物の最終処分地である埋立場は、地元及び周辺地域の環境に十分配慮した埋立処分を実施する必要がある、特に埋立場は、日常の継続的な管理の蓄積が重要であり、その安全性及び環境保全に対しては市民の関心は非常に大きく、地元及び市民が信頼するに足る技術で適正かつ安全に処理することが大前提である。</p> <p>また、福岡市の埋立場は福岡市と福岡大学との共同実験の結果から提案した埋立技術である「準好気性埋立構造（福岡方式）」を採用しており、現在の受託業者は埋立場開設以来、長年に亘り廃棄物の適正な埋立処分を実施し、高度な専門知識、技術及び資格を有した業務経験者が多数在籍し、埋立作業の技術ノウハウを蓄積していることから、現在の委託者との特命随意契約が妥当。」との提言がなされた。</p> <p>これを受け、本市としても特命随意契約によることとした。</p>
<p>東部埋立管理事務所における東部汚水処理場運転業務委託について</p> <p>特命随意契約理由を検討すると、当該業者の専門知識、能力、過去の実績を高く評価しているから、当該業者に発注していると解される。しかし、一方で一般競争入札にすると会社経営の財政的基盤が不安定となり、技術者確保や雇用の安定性を図る観点から好ましくないとしている。専門知識、能力を有しているにもかかわらず、価格競争力は有していないから保護するというのであれば、問題である。同じ専門知識、能力を有している、価格競争力を有するところがあるのであれば、競争入札にす</p>	<p><b>【措置済（H18.8.30 通知）】</b></p> <p>本件については、環境施設関連業務の委託のあり方について検討を行うため、有識者等による委託業務研究会を設置し、検討を行ってきた。</p> <p>この研究会において、「業務内容及び業務の特殊性等から、現在の施設が存続する間においては本施設に精通している当該業者が最も適していると考えられる」との提言がなされた。これを受け、本市としても現施設の存続の間は特命随意契約によることとした。</p>

<p>べきである。</p> <p>し尿転廃業対策として、同社に発注しているのであれば、その政策目的のための手段として特命随意契約にも合理性があろうが、上記理由では、転廃業対策なのか否か明確ではない。明確にする必要がある。</p> <p>なお、転廃業対策については、「Ⅲ 3. し尿事業の構造問題」を参照。</p>	
<p>東部埋立管理事務所における東部埋立場防災調整池清掃委託及び東部汚水処理場ピット清掃委託について</p> <p>当該業務の発注手続に際し、随意契約方式で東部埋立場防災調整池清掃委託は4社、東部汚水処理場ピット清掃委託は5社から見積書を入力し、最低見積り額であった(株)環境開発に発注されている。これは清掃業務が福岡市の登録業種にないため、随意契約によったとの担当者の回答であったが、清掃業務は登録業種にあり、清掃業務は指名入札によるべきであった。また、見積書提出会社はいずれも、指名登録業者であった。なお、西部埋立場においては、同様な清掃業務について入札による発注が行われていた。</p>	<p><b>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</b></p> <p>清掃業務委託については、福岡市契約事務規則に基づき適性な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図るとともに。当該契約については指名競争入札方式で行うこととした。</p>
<p>研究テーマと行政目的との整合性がどうコントロールされているのかについて</p> <p>研究テーマの選定について、なぜ、その研究テーマを選んだのか、そのテーマは行政目的に合致しているのか、市民ニーズに合致しているかについて検討されたテーマ選定過程を明らかにする文書はなかった。研究員が行う研究テーマと行政目的、市民ニーズとの整合性を検討することが研究テーマ選定の最重要課題である。委員会等を設置して研究テーマ選定過程を明らかにする必要がある。</p>	<p><b>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</b></p> <p>研究テーマの選定については、保健環境研究所が実施する調査研究を専門的、客観的な立場から支援することを目的に、平成14年10月に、学識経験者や行政職員からなる「福岡市保健環境研究委員会」を設置した。</p> <p>この委員会において、調査研究に関する提言、指導・助言、評価を受けることとしており、平成15年度の研究テーマの選定は、同委員会にて審議を行い決定した。</p>
<p>研究テーマに対して、どのような研究時間配</p>	<p><b>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</b></p>

<p>分がなされているのかについて</p> <p>当該テーマに要する研究期間，研究実施時間等の設定がなく，年度末において，それぞれのテーマがどのような研究進捗状況なのかについて，検討された書類もなかった。このような状況では研究体制が管理されているとは言えない。</p>	<p>研究の進捗状況の管理については，調査研究の進捗状況等を報告する様式を定め，平成16年1月より各担当者から担当主席研究員に毎月その報告書を提出することにより執行管理を行うこととした。</p>
<p>清掃工場の排ガス調査委託と清掃工場及び埋立場の排水調査委託について</p> <p>清掃工場の排ガス，排水，埋立場の排水については，市民の最も関心の高いものである。したがって競争性の導入と測定結果の信頼性を保持するための発注システムが必要である。測定関係については，年1回の測定であることと他社によるクロスチェックをしていないのであるから，測定結果に対する信頼性からいえば，長い間，同一業者で行われる場合は，担当工場のローテーションを検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>清掃工場の排ガス調査委託と清掃工場及び埋立場の排水調査委託については，委託先は計量法第107条に規定する環境計量証明事業所であり，測定結果の信頼性に関して問題はないと考えている。</p> <p>また，委託業者は4～5社の見積合わせにより決定しており，競争性は確保されていると考えているが，今後は，同一の業者が長期にわたり受託する場合の担当工場のローテーションについて検討する。</p>
<p>入札手続が行われないのは登録業種にないからである。入札手続が可能なように登録業種を新設すべきである。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>登録業種の新設については，財政局契約課の所管であるが，当該委託の契約頻度が少ないことから，業種新設は行わない。代替措置として，廃棄物試験研究センターにおいて，「福岡市指名基準」に準拠して委託業者の選定基準を定め，平成16年度の調査委託から選定基準に基づき実施することとした。</p>
<p>「まもる一む福岡（保健環境学習室）」の利用状況について</p> <p>運營業務委託料は年間15,330千円である。平成13年度の利用者数は10,773名で，利用者1人当りの委託料は1,423円となる。当初の入場者数目標がないため，当該入場者数が目標に対してどうなのか検討できない。目標設置を検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>「まもる一む福岡」の利用者数については，環境教育対象である市内の小学校5年生の概数(12,500人)を基に13,000人を目標数値に設定した。</p> <p>なお，目標数値達成のため，市内の小学校等との連携を図り「まもる一む福岡」の利用についてPRを行っていく。</p>
<p>情報資料室を設置し科学専門書や他都市の</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p>

<p>研究所の報告書を幅広く収集し、一般に提供するとされているが、これについても、市民の利用状況の目標値の設定を検討する必要がある。</p>	<p>情報資料室の利用については、資料等の専門性から利用者が限られるため、市民への情報提供はホームページを中心に行うこととし、年間のホームページアクセス目標を10,000回に設定した。</p>
<p>保健環境研究所における需用費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金について</p> <p>九州衛生環境技術協議会の懇親会費について1人当たり6,000円、20名分、120千円を市は負担している。各地方自治体職員との懇親会費の負担について再考すべきである。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>九州衛生環境技術協議会の懇親会費については、開催地事務局として当所職員が多数携わった関係上20名分の支出となったものであるが、今後は、懇親会を主たる目的とした経費の支出は行わないこととした。</p>
<p>有料による市民からの検査依頼分についての手数料収入について</p> <p>1件、東京の大手商社よりの検査依頼があり、パプアニューギニア産土壌及び土壌混入水に含まれる砒素、クロム、銅の定量分析があり、3検査項目累計で390件、金額1,758千円を実施されている。福岡市保健環境研究所条例施行規則の理化学検査の定量分析（3成分以上行う場合）の検査単価4,510円に基づき当該金額が計算されている。この検査は平成13年9月5日に受け付けられ、平成14年3月22日を期限として行われているが、検査時間と報告書の作成時間を考えると赤字ではなかろうか。福岡市保健環境研究所条例第5条によれば研究所に試験または検査を依頼する者からは、1件につき7,440円又は1成分につき7,640円以内で規則で定める額の手数料を徴収することになっている。ただし、同条但書には、特別な試験または検査でこれにより難しいものに係る手数料は、実費を基準として市長が定めるとある。検査項目（砒素、クロム、銅の検査）は特別なものでなくとも、検査数が390件に及び、検査対象はパプアニューギニアの土壌であり、検査依頼先は東京の大手商社であることから、通常保健環境研究所が</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>有料による検査の依頼について、検査数・検査対象・依頼先などが通常とは異なる特別な検査の場合には、所長、企画調整課長、主席研究員、担当主任研究員からなる「検討委員会」で手数料を検討することにより対処することとした。</p>



<p>受託する検査に比べれば、特別なものといえるのではなかろうか。福岡市保健環境研究所 条例 5 条但書を適用し実費請求すべきであったと考えられる。</p>	
--	--

2 福岡市が出資している団体のうち、財団法人福岡市くらしの環境財団、株式会社都市環境、株式会社福岡クリーンエナジー及び財団法人福岡県環境保全公社に関する出納その他の事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>財) 福岡市くらしの環境財団における家庭系ごみの収集受託業務について</p> <p>就業規則 16 条によれば夜間収集作業に従事する職員はC勤務（午前 0 時 30 分から午前 9 時 30 分まで）となっているが、のべ 5 名が午前 8 時 33 分から午前 9 時 27 分までに退社している。労務管理上、留意される必要がある。</p>	<p>【措置済（H16.4.9 通知）】</p> <p>家庭系ごみの収集受託業務に従事する職員の就業時間の遵守などの労務管理について、（財）福岡市くらしの環境財団に対し、適正に行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、（財）福岡市くらしの環境財団では、就業時間の遵守を職員に徹底させ適正な労務管理に努めることとした。</p>
<p>（財）福岡市くらしの環境財団における事業系ごみの収集業務について</p> <p>就業規則 16 条によれば夜間収集作業に従事する職員はC勤務（午前 0 時 30 分から午前 9 時 30 分まで）となっているが、のべ 25 名が午前 8 時 33 分から午前 9 時 27 分までに退社している。労務管理上、留意される必要がある。</p>	<p>【措置済（H16.4.9 通知）】</p> <p>事業系ごみの収集業務に従事する職員の就業時間の遵守などの労務管理について、（財）福岡市くらしの環境財団に対し、適正に行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、（財）福岡市くらしの環境財団では、就業時間の遵守を職員に徹底させ適正な労務管理に努めることとした。</p>
<p>（財）福岡市くらしの環境財団における公園等清掃受託業務について</p> <p>東平尾公園便所清掃業務については、見積り誤りによってあるべき金額よりも、600 千円安い金額で受託している。業務委託にあたって、見積書の作成に留意される必要がある。</p>	<p>【措置済（H16.4.9 通知）】</p> <p>見積書について、（財）福岡市くらしの環境財団に対し、作成にあたり、十分な精査を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、（財）福岡市くらしの環境財団では、見積書の作成においては、業務内容を十分理解の上、適正な積算を行うとともに、厳密な精査を行うよう所属職員に周知した。</p>
<p>（財）福岡市くらしの環境財団における期末手当について</p> <p>給与規定 36 条には、賞与について、財団の</p>	<p>【措置済（H16.4.9 通知）】</p> <p>期末手当について、（財）福岡市くらしの環境財団に対し、支給の是非を検討し、規定の</p>

<p>業績、職員の勤務成績等を考慮して 7 月及び 12 月に支給するとあるが、期末手当の支給条項はなかった。財団としては、特別手当ということで、給与規定 30 条に基づき支給しているが、給与規定 30 条は、特別手当は、理事長が平常の勤務以外に特定の勤務を命じた場合で、理事長が特に必要と認めるときは、その業務に従事した職員に支給することができる」と記しており、全職員に支給される期末手当の支給根拠条項にはあたらないと考えられる。今後の支給の是非を検討し、規定の整備を行う必要がある。</p>	<p>整備を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、(財)福岡市くらしの環境財団では、特別手当の支給については、検討の結果、平成 16 年度から廃止することとした。</p>
<p>(財)福岡市くらしの環境財団における寄付金について</p> <p>ロボカップ福岡実行委員会に対し、「福岡市における科学技術の振興や福岡を世界にアピールする国際大会であるため、当財団としても本大会の成功のため経済的支援を行う」として 500 千円を寄付している。しかし寄付行為に記載されている財団の目的及び事業に照らして直接関連しないと思われるこのような寄付金の支出については、留意する必要がある。</p>	<p><b>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</b></p> <p>財団の目的及び事業に照らして直接関連しないと思われる寄付金の支出について、(財)福岡市くらしの環境財団に対し、検討を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、(財)福岡市くらしの環境財団では、寄付金の支出については、今後、財団の目的等に照らして判断していくこととした。</p>
<p>(財)福岡市くらしの環境財団における福利厚生費について</p> <p>職員親睦旅行に対する財団負担支出 3,543 千円があり当該旅行日が業務日にあたる場合、これを臨時的雇用職員を含め出勤扱いとしている。また、全国清掃公社協議会の親睦ソフトボール大会に参加するための宮崎市までの運賃等の負担金 446 千円がある。職員親睦旅行日の出勤日扱いや旅費の負担は福岡市 100%出捐の財団としては見直すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (H18. 3. 15 通知)】</b></p> <p>財団法人くらしの環境財団における社員親睦旅行日の出勤扱いや旅費の負担について検討するよう、文書等により要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市くらしの環境財団では、親睦ソフトボール大会については、他都市職員との情報交換や親睦の場として参加してきたが、他都市職員との情報交換等は他の方法で行えるため、平成 15 年度から参加していない。</p> <p>また、職員親睦旅行の実施にあたっては、平成 15 年度から出勤日扱いをやめ、旅行費用についても財団、共済金、職員がそれぞれ負</p>

	<p>担している。</p> <p>職員親睦旅行を含めた財団職員の福利厚生のあり方については、財団としても改善を図っていくが、市の指針が示されるのであれば、これに基づいていきたいと考えている。</p>
<p>(株) 都市環境における緑のリサイクルセンター運転受託業務について</p> <p>勤務配置予定表上は、契約人員を下回る日があったが、実際には不燃物再搬出業務担当者が当該業務終了後に緑のリサイクルセンター業務を行うため、契約人員を下回っていないとのことであった。しかし、これについては作業日報がないため検証できなかった。作業日報の作成を検討される必要がある。</p>	<p>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</p> <p>作業日報の作成について、(株) 都市環境に対し文書等により要請した。</p> <p>なお、(株) 都市環境では、人の動きがわかる日報を整備し、平成 15 年 7 月より実施している。</p>
<p>(株) 都市環境におけるびん・ペットボトル中継保管受託業務について</p> <p>勤務配置予定表と契約書（特記仕様書）とは整合したが、作業日報がないため、勤務配置予定表どおりに業務が行われているかを検証できなかった。作業日報の作成を検討される必要がある。</p>	<p>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</p> <p>作業日報の作成について、(株) 都市環境に対し文書等により要請した。</p> <p>なお、(株) 都市環境では、人の動きがわかる日報を整備し、平成 15 年 7 月より実施している。</p>
<p>(株) 都市環境における街路清掃受託業務について</p> <p>作業日報からは、清掃車両の帰還は午後 3 時台が多かった。もっとも早い清掃車両の帰還時間は午後 0 時 15 分という日もあった。作業日報には入庫後の業務内容の記載項目がないため、勤務終了時間まで何の業務をしていたのか明らかではない。業務全般を網羅することのできる作業日報に改善する必要がある。</p>	<p>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</p> <p>作業日報の改善について、(株) 都市環境に対し文書等により要請した。</p> <p>なお、(株) 都市環境では、業務全般を網羅した作業日報に改正し、平成 15 年 2 月より実施している。</p>
<p>清掃車両の帰還時間の早い日があり、効率的なルート割であるか再検討する必要がある。</p>	<p>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</p> <p>街路清掃業務のルート割について、(株) 都市環境に対し、再検討するよう文書等により要請した。</p> <p>なお、(株) 都市環境では、ルート割につい</p>

	<p>て再検討を行うとともに、清掃業務の内容充実を図った。今後も必要に応じて検討していくこととしている。</p>
<p>(株) 都市環境における福岡市リサイクルプラザ管理及び運営受託業務について</p> <p>広告掲載業務(2,173千円)の委託先の選定に当って、見積り合わせをすることなく発注されている。見積り合わせにより契約されることが必要である。</p>	<p>【措置済(H16.4.9通知)】</p> <p>広告掲載業務の委託先の選定について、(株)都市環境に対し、契約法を検討するよう文書等により要請した。</p> <p>なお、(株)都市環境では、平成15年度の委託契約より見積り合わせによる契約とした。</p>
<p>(株) 都市環境における資産の購入手続きについて</p> <p>入札手続について規定する社内規定はなく、また福岡市の規定に準じるとの条項もない。規定の整備が必要である。</p>	<p>【措置済(H16.4.9通知)】</p> <p>入札手続に関する規程の整備について、(株)都市環境に対し文書等により要請した。</p> <p>なお、(株)都市環境では、「株式会社都市環境契約事務規程」を整備し、平成15年7月1日より施行した。</p>
<p>平成13年4月10日のトラック購入の入札手続について、入札参加者からの見積書の作成日付が平成11年4月10日、見積書に記載されている納入予定日が平成10年6月10日となっており、平成13年4月10日の入札日との整合性に欠ける。1千万円を超えるトラックの購入であり、入札手続に留意される必要がある。</p>	<p>【措置済(H16.4.9通知)】</p> <p>資産の購入手続きについて、(株)都市環境に対し、改善を図るよう文書等により要請した。</p> <p>なお、(株)都市環境では、「株式会社都市環境契約事務規程」を整備し、規定に基づき適正に入札手続を行っている。</p>
<p>(株) 都市環境における出資金について</p> <p>出資金(10,000千円)は、(株)都市環境共済会に対するものであるが、契約書等はなく出資目的や返済条件が不明である。明確にされる必要がある。</p>	<p>【措置済(H16.4.9通知)】</p> <p>出資金目的等を明確にすることについて、(株)都市環境に対し文書等により要請を行った。</p> <p>なお、(株)都市環境では、平成15年4月1日付で出資金に関する協定書を(株)都市環境共済会と締結した。</p>
<p>(株) 都市環境における未払法人税等の計上額について</p> <p>未払法人税等の計上額について検討した。監査の結果、会社は翌期の中間納付見込額も含めて未払計上している。当年度の負担に属</p>	<p>【措置済(H19.6.27通知)】</p> <p>平成18年度は当年度の法人税等のみを未払法人税として計上している。</p> <p>なお、平成19年3月末で(株)都市環境は解散している。</p>

<p>すべき法人税等についてのみ未払計上することが望ましい。</p>	
<p>(株) 都市環境における退職給与引当金について</p> <p>会社は、退職給与引当金繰入額を毎期の利益額を勘案して任意に計上している。会計方針を定め、每期継続的に一定の方法で計上することが望ましい。</p>	<p><b>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</b></p> <p>退職給与引当金繰入額について、(株) 都市環境に対し、会計方針を定め、一定の方法で経常するよう文書等により要請した。</p> <p>なお、(株) 都市環境では、今後は毎年度 100% 要支給額に達するよう積み立てを行っていくこととした。</p>
<p>(株) 都市環境における交際費について</p> <p>会社は、中元及び歳暮として、それぞれ 130 千円を支出している。顧問の司法書士、社会保険労務士、税理士等に対するものであり、福岡市 100% 出資会社としては、検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</b></p> <p>交際費の支出内容について、(株) 都市環境に対し、見直しを行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、(株) 都市環境では、平成 15 年度より司法書士、社会保険労務士及び税理士等に対する中元及び歳暮については、全て廃止した。</p>
<p>(株) 都市環境における福利厚生費について</p> <p>会社は、「社員の福利厚生事業の一環としてプロ野球観戦のため福岡ダイエーホークスの年間予約席を借り上げる」として 3,036 千円を支出している。社員の福利厚生とは言え福岡市 100% 出資の会社としては、検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</b></p> <p>福利厚生費の支出内容について、(株) 都市環境に対し、見直しを行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、(株) 都市環境では、平成 15 年度に会社支出額を半減するとともに、平成 16 年度からは共済会事業として実施することとした。</p>
<p>会社は、社員旅行（海外旅行含む）会社負担額として 3,745 千円を支出している。また当該旅行日が出勤日にあたる場合は出勤日扱いとしている。社員の福利厚生とは言え福岡市 100% 会社としては、当該支出及び出勤日扱いは検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (H16. 4. 9 通知)】</b></p> <p>福利厚生費の支出内容について、(株) 都市環境に対し、見直しを行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、(株) 都市環境では、社員旅行の実施にあたり、平成 15 年度から出勤日扱いをやめ、旅行費用の一部を職員が負担するように改めるとともに、平成 16 年度からは共済会事業として実施することとした。</p>

<p>会社は、リフレッシュ助成として社員及び嘱託社員に対し「家電リサイクル法施行（平成13年4月）に伴う廃冷蔵庫のフロン回収業務への全社的な取り組みでのご苦勞に対する（リフレッシュ）骨休めを行ってもらう趣旨で社員の福利厚生事業として」1人5,000円の旅行会社の全国共通ギフト券を支給し、430千円を支出している。社員の福利厚生とは言え、福岡市100%出資会社としては、当該支出は検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>福利厚生費の支出内容について、（株）都市環境に対し、見直しを行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、（株）都市環境では、リフレッシュ助成について、今後は共済会の事業として行うこととした。</p>
<p>（株）都市環境における旅費交通費について</p> <p>全国清掃公社協議会の親睦ソフトボール大会に参加するため宮崎市までの運賃代等を686千円支出している。また当該日を出勤日扱いとしている。全国清掃公社協議会の親睦のためとは言え、福岡市100%出資会社としては、当該支出及び出勤日扱いは検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>親睦ソフトボール大会への参加に係る旅費交通費支出及び出勤日払いについて、（株）都市環境に対し、検討を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、（株）都市環境では、厚生事業として位置づけることとし、当該日が出勤日の場合は、年休で対応することとした。</p>
<p>（株）都市環境における期末手当の支給について</p> <p>給与規定33条には、賞与について、会社の業績、社員の勤務成績等を考慮して7月及び12月に支給するとあるが、期末手当の支給条項はなかった。今後の支給の是非を検討し、規定の整備等を行う必要がある。</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>期末手当について、（株）都市環境に対し、支給の是非を検討し、規程の整備等を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、（株）都市環境では、例年、決算賞与との考え方から当該年度に利益が見込まれる年度に限って、労使交渉に基づき社長決裁で支給してきたところであるが、14年度から取締役会の決議をもって支給することとし、平成15年度に取締役会規則を改正した。また、支給する場合においても、市職員の支給月数の範囲内としている。</p>
<p>（株）福岡クリーンエナジーにおける交際費について</p> <p>取締役懇親飲食代131千円、取締役会昼食代43千円、休日使用のタクシー代111千円が計上されていた。福岡市が51%を出資する会社であり、交際費の支出について留意される</p>	<p><b>【措置済（H16.4.9通知）】</b></p> <p>交際費の支出について、（株）福岡クリーンエナジーに対し、見直しを行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、（株）福岡クリーンエナジーでは、取締役会懇親飲食代・昼食代について、現在は</p>

<p>必要がある。</p>	<p>支出しておらず、支出基準を定めた。また、タクシーについては、使用基準を明確にするとともにチケットを厳格に管理するため、タクシーチケット使用・管理の要領を見直した。</p>
<p>(株)福岡クリーンエナジーにおける厚生費について アビスパ福岡のJリーグシーズンシート340千円、福岡ダイエーホークスクラブメンバーシート1,039千円が、支出されている。福岡市が51%出資する会社であり、厚生費の支出について留意される必要がある。</p>	<p>【措置済 (H16.4.9通知)】 厚生費について、(株)福岡クリーンエナジーに対し、見直しを行うよう文書等により要請した。 なお、(株)福岡クリーンエナジーでは、アビスパ福岡Jリーグシーズンシート及び福岡ダイエーホークスクラブメンバーシートについて、平成16年度より廃止することとした。</p>
<p>(財)福岡県環境保全公社における廃棄物処理事業費の久山処分場埋立業務の委託料について 当該処分場が開場して以来5年間にわたり、久山町土木組合所属の5社が落札していた。入札参加指名業者数は9社であり、当該9社に変更はない。競争性確保の観点から、入札に参加させる指名業者の変更等の工夫が必要であった。</p>	<p>【措置済 (H16.4.9通知)】 委託業務における入札参加指名業者について、(財)福岡県環境保全公社に対し、選定方法の検討を行うよう文書等により要請した。 なお、(財)福岡県環境保全公社では、包括外部監査以降、指名競争入札を1件(環境現況水質調査業務委託)実施し、過去の指名状況も検討した上で、業者選定を行った。</p>
<p>(財)福岡県環境保全公社における廃棄物処理事業費の工事請負費の搬入路舗装補修工事について 入札参加指名業者は過去5年間に久山処分場埋立業務を受注した業者5社からなっており競争性確保の観点から、入札参加指名業者の増員変更等の工夫が必要であった。</p>	<p>【措置済 (H16.4.9通知)】 委託業務における入札参加指名業者について、(財)福岡県環境保全公社に対し、選定方法の検討を行うよう文書等により要請した。 なお、(財)福岡県環境保全公社では、包括外部監査以降、指名競争入札を1件(環境現況水質調査業務委託)実施し、過去の指名状況も検討した上で、業者選定を行った。</p>
<p>(財)福岡県環境保全公社における新宮処分事業について 福岡市は当該事業について、同公社に出捐している福岡県及び福岡都市圏21市町村と協議し、中止を含めて検討し早急に結論を出すべきである。事業中止となれば、新宮処分場に係る建設仮勘定939百万円の資産性はなく、</p>	<p>【措置済 (H16.4.9通知)】 (財)福岡県環境保全公社における新宮処分場事業については、国による広域的廃棄物処理センター構想調査結果がまとめられ、北九州地区において広域的な最終処分場確保の可能性が示されたことに伴って、平成15年12月16日に県から「今後の公共関与による最</p>

<p>同会社の正味財産は 621 百万円の債務超過となり、結果として福岡市の同公社への貸付金 383 百万円の回収可能性に問題が生じる。</p>	<p>終処分場の確保については広域的廃棄物処理センター構想により推進し、新宮処分場は事業推進が困難なため中止する。」方針が示された。この県方針に福岡都市圏 21 市町村で構成する福岡地区推進協議会においても同意が得られたため、同年 12 月 25 日開催の公社理事会において、新宮処分場事業を中止し最終処分場事業から撤退、今後は県事業であるリサイクル総合研究センター事業に特化することが決定した。その結果債務超過状況に陥り今後収益事業が見込めないため、県及び福岡市に対して任意整理のための債権放棄の要請がなされ、本市においては、平成 16 年 2 月議会において当財団への貸付金に係る返還請求権を放棄する議案を上程し可決された。</p> <p>なお、公社任意整理後は県の調査研究事業に特化されるため、本市として公社事業には主体的に関わらないこととしている。</p>
--	--

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書

意見	市の見解
<p>1 ごみ処理事業に係る特命随意契約の透明性に関して</p> <p>福岡市のごみ処理事業は、長年にわたる 13 業者との特命随意契約により維持され、毎年、多額の委託料が支出されている。現在は、市民サービスを提供する行政部門において、透明性、公平性が強く求められる時代となっている。福岡市は、以下の事項を市民に情報公開することにより透明性を高めるべきである。</p> <p>□受託業者名、受託業者代表者氏名、受託金額、受託業務内容、担当地域</p> <p>②受託業者の設備内容、技術等の紹介</p>	<p>ごみ収集の委託業については、これまでも、情報公開請求があった場合は、原価計算を含め情報は全て公開しているが、今後は、更に透明性を高めるため本市のホームページで委託業務に関する情報を公表することとした。</p> <p><b>【措置済 (H16.4.9 通知)】</b></p>



<p>③市による受託業者の業績評価</p> <p>④委託料の積算方法の概要</p> <p>⑤委託料金額の他都市比較</p>	
<p>2 福岡市の直営ごみ収集部門について</p> <p>福岡市直営のごみ収集部門において、直営で実施している業務について、効率性の観点から一部民間委託の導入を検討すべきである。</p>	<p>現在福岡市は、ごみ減量リサイクルの取り組みについて、市民・事業者にも率先垂範すべき立場で、直営で市域を3分割して、ごみの収集運搬を行っている。</p> <p>事業所は、学校を始めとして市の施設に対するごみの分別指導等の役割を担っているため、その指導・啓発や災害・緊急時等（委託業者の倒産等の事故）の対策の必要性の観点から、現在のところ、民間委託の導入は考えていない。</p> <p>しかしながら、効率的な収集運搬を行うため、それぞれの事業所の収集区域を見直し、それぞれの収集箇所、収集量の均衡化を図り、平成17年度から新しい区域割りで収集運搬を実施することとした。</p>
<p>3 廃油中継所の廃止に関して</p> <p>廃油中継所は、多くの中小零細企業から発生する少量の廃油の回収のために設置されているが、小口搬入先は34社程度しかなく、設置目的に照らして機能していない。また、費用対効果の観点からも問題があり、廃油中継所の廃止を検討すべきである。</p>	<p>近年では、民間レベルでの廃油の回収ルートが確立し、廃油中継所への搬入業者及び廃油受入量が激減するとともに廃油の不法投棄も殆ど発生しなくなった。</p> <p>今後も需要拡大は見込まれずまた、費用対効果の観点からも当該事業を継続する意義が極めて乏しいため、平成16年度末をもって廃油中継所を廃止する方針決定を行った。【措置済（H18.3.15通知）】</p>
<p>4 びん・ペットボトルの中継保管受託について</p> <p>クリーンパーク東部内に、公募入札により、選別施設の建設を検討することが必要である。</p>	<p>クリーンパーク東部内に選別施設を建設することについて検討を行った。クリーンパーク東部内での公募入札による選別施設の建設を行う場合、施設の減価償却年数程度の長期委託期間を提示する必要があるが、現在、容器包装リサイクル法の改正が検討されており、その結果によっては収集・選別について自治体ではなく、事業者が自ら行うこととなる可能性もあるため、長期委託期間を保障で</p>

	<p>きない状況である。</p> <p>このため、当面は現行の体制を継続することとし、公募による個別施設の建設は行わない。【措置済（H18.3.15通知）】</p>
<p>5 清掃工場における計量業務の民間委託に関して</p> <p>清掃工場における計量業務について、民間委託を検討すべきである。</p>	<p>【その他（H24年8月16日通知）】</p> <p>包括外部監査の意見を受け、コスト削減の観点から検討を行い、本市職員の退職者で経験を有する者を再雇用や再任用制度で採用している。今後もこの制度を活用するなど、コスト削減に努めていく。</p> <p>清掃工場の計量業務については、搬入ごみの計量やごみ処理手数料の徴収を行うと共に、ごみの受入基準に従い、ごみの搬入指導を行っており、焼却炉の停止や設備の故障、ピット火災等の原因等ともなる搬入禁止物や搬入不適物、並びに受託市町以外の市外からのごみの搬入を阻止する重要な業務である。また、計量で搬入ごみの内容の目視確認及び聞き取りを行い、ステージと二重にチェックすることで、搬入不適物等の持ち込みに対する抑止効果となっている。</p> <p>計量において、対市民及び事業者に対し、適切にごみ搬入指導等を徹底するには、廃物に関する専門的な知識及び経験等を有することが必要であり、本業務は民間委託には馴染まない。</p>
<p>6 環境局所管の外郭団体である（財）福岡市くらしの環境財団及び（株）都市環境の運営方針に関して</p> <p>福岡市は、（財）福岡市くらしの環境財団のあり方について、株式会社への転換を視野に入れた明確な将来ビジョンを明らかにすべきである。将来ビジョンを明らかにせずに、多額の余剰金を累積させたままで業務拡大させていくことは問題である。</p>	<p>（財）福岡市くらしの環境財団は、平成16年6月に公表された外郭団体改革実行計画の方針に基づき、平成19年4月に（株）都市環境と統合することとし、新団体の将来ビジョン等についての方針を定め、平成17年8月に対外的に公表したところである。</p> <p>1. 将来ビジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環のまち・ふくおかの構築に向けた事業推進</li> </ul> <p>福岡市が目指す「循環のまち・ふくお</p>

	<p>か」の構築に向けたごみ減量・リサイクル等に関する公益性を重視した事業展開を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の補完的役割</li> </ul> <p>民間業者では安定した業務の継続が難しい事業の推進、災害等の不測の事態の対応、委託業務の効率化に関する企画立案等、民間業者とは異なる機能を担う。</p> <p>2. 経営形態</p> <p>公益を目的とする事業を推進することから財団法人とする。</p> <p>3. 事業の見直し</p> <p>将来ビジョンに合致するかどうかという視点で各事業を評価し、継続する事業と民間開放する事業に整理する。【措置済(H18.8.30通知)】</p>
<p>福岡市は、(株)都市環境にこれまで多くの業務を委託してきたが、今後の同社の経営について、減少するし尿業務に従事する職員の雇用を維持しながら、新たな柱となる業務により自立し競争力のある会社として存続させるための戦略的将来ビジョンを明らかにすべきである。</p>	<p>(株)都市環境は、平成16年6月に公表された外郭団体改革実行計画の方針に基づき、平成19年4月に(財)福岡市くらしの環境財団と統合することとし、新団体の将来ビジョン等についての方針を定め、平成17年8月に対外的に公表したところである。</p> <p>1. 将来ビジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環のまち・ふくおかの構築に向けた事業推進</li> </ul> <p>福岡市が目指す「循環のまち・ふくおか」の構築に向けたごみ減量・リサイクル等に関する公益性を重視した事業展開を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の補完的役割</li> </ul> <p>民間業者では安定した業務の継続が難しい事業の推進、災害等の不測の事態の対応、委託業務の効率化に関する企画立案等、民間業者とは異なる機能を担う。</p> <p>2. 経営形態</p> <p>公益を目的とする事業を推進することから財団法人とする。</p>

	<p>3. 事業の見直し</p> <p>将来ビジョンに合致するかどうかという視点で各事業を評価し、継続する事業と民間開放する事業に整理する。【措置済（H18. 8. 30 通知）】</p>
<p>7 外郭団体の職員に対する福利厚生費について</p> <p>福岡市は、福岡市の出資する外郭団体の職員の福利厚生費について、福岡市職員に準じた福利厚生費の指針の作成を検討すべきである。</p> <p>(総務企画局)</p>	<p>出資団体で行われる福利厚生事業についても、常に社会情勢の変化に留意して、適切な福利厚生の内容となるよう検証し、効率的で適正な事業の運用に努めるよう各局に周知を行った。【措置済（H18. 8. 30 通知）】</p>